

東京都三鷹市 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	13,030	13,500	13,500	13,500	13,500
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	14,984	15,525	0	0	0
③ 整備台数（予備機除く）	0	13,500	0	0	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	13,500	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	2,025	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	2,025	0	0	0
⑧ 予備機整備率	－	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

（端末の整備・更新の考え方）

令和 2 年度に整備した現行の学習用タブレット端末は令和 7 年12月末にて賃貸借契約期間が満了するため、令和 7 年度に事業者選定を実施し、賃貸借契約にて、端末更新を行う予定である。

令和 8 年度以降については、児童・生徒数の状況を鑑み、必要に応じて端末の増設を行い、児童・生徒 1 人1台の学習用タブレット端末について、整備を行う予定である。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

- 対象台数：14,850台
- 処分方法
 - ・使用済端末を賃貸借契約事業者へ返却する：14,850台
- 端末のデータの消去方法
 - ・現行端末の賃貸借契約事業者にてデータ消去を行う。
- スケジュール（予定）
 - 令和 8 年 1 月 新規調達端末の使用開始
 - 令和 8 年 1 月 使用済端末の事業者への引き渡し